

規制の事前評価書(要旨)

法律又は政令の名称	航空機製造事業法施行令及び航空機製造事業法施行規則																		
規制の名称	航空機製造事業法における資格要件の見直し																		
規制の区分	改正																		
担当部局	経済産業省製造産業局航空機武器宇宙産業課																		
評価実施時期	令和元年6月																		
規制の目的、内容及び必要	<p>①規制を実施しない場合の将来予測(ベースライン)</p> <p>現行制度では、航空機・航空機用機器の製造・修理の方法認可に係る事務に従事することができる航空工場検査員、航空機の製造又は修理の方法もしくは航空機用機器の製造の方法どおりに製造又は修理されていることを確認する航空検査技術者の資格要件は航空工場検査員国家試験(以下「国家試験」という。)に合格していることとしている。しかし、現在、航空機産業の技術水準の発展により、基礎的な生産フローが確立され、生産設備や検査設備が高度化しており、航空検査技術者及び航空工場検査員に求められる役割・能力も変化している。国家試験で問われる設計、材料の強度・構造・性能等の専門的な知識よりも、適切な実務経験(社内体制、社内規程、マニュアルを理解し、製造工程・修理工程が適切に実施されているかを確認できる能力)を有していることや航空機等の製造・修理作業の実務や研修を通じて設計等の専門知識も学ぶことが航空工場検査員及び航空検査技術者の能力として重要となってきた。そのため、現行の制度を維持した場合、法令で課している要件と実際に重視している要件との乖離が続くこととなる。</p> <p>②課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討(新設にあっては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性)</p> <p>現行法令で定められている資格要件は国家試験に合格していることであり、実際に重視されている要件と乖離しており、航空工場検査員及び航空検査技術者に必要な能力を身につけるためには、国家試験で問われる知識を身につけることよりも、適切な実務経験を積み、製造・修理の方法に関する事務の実務経験を積むことが重要になってきている。これらのことから、航空工場検査員及び航空検査技術者の資格要件を国家試験の合格者から、研修を受講していること及び一定期間の実務経験を有していることに改正を行うもの。これにより、航空工場検査員及び航空検査技術者の資格要件が時節に応じた適正なものになると考えられる。</p>																		
直接的な費用の把握	<p>費用の要素</p> <p>③「遵守費用」は金銭価値化(少なくとも定量化は必須)</p> <p>(遵守費用) 【遵守費用】 許可事業者は、今回の資格要件の改正によって、許可事業者が実施する研修を受講していること及び一定期間の実務経験が求められるが、各企業において既に実施している従来の人材育成の研修等で代替することが可能であるため、許可事業者における新たな遵守費用は発生しない。</p> <p>【行政費用】 本改正案は、航空工場検査員及び航空検査技術者の資格要件のみを改正するものであり、行政庁における航空工場検査員の指名・選任業務の増加は見込まれない。今後は航空機製造事業法に基づく検査等を通じて、許可事業者における研修の実施状況や実務経験の内容等を確認することになるが、既存の検査枠組みの中で対応することが可能であるため、追加的な費用は発生しない。</p> <p>(行政費用) ④規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意 今回は、航空工場検査員及び航空検査技術者の資格要件のみを改正するものであり、行政庁における航空工場検査員の指名・選任業務の増加及び新たなモニタリングに係る業務は見込まれない。</p>																		
直接的な効果(便益)の把握	<p>便益の要素</p> <p>⑤効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要 航空機産業の技術水準の発展に伴い、実際に許可事業者が重視している要件を踏まえ、航空工場検査員及び航空検査技術者の資格要件の見直しを行うことは、航空機・航空機用機器の製造・修理の方法認可に係る事務が、現在の航空工場検査員及び航空検査技術者に求められる能力との整合性を図る事ができ、本法の目的である生産技術の向上に資するものと考えられる。</p> <p>⑥可能であれば便益(金銭価値化)を把握 企業の人材育成等にかかるコストについては、企業ごとの個別判断や状況に依存することから、定量的な推計によって金銭価値化することは困難。</p> <p>⑦規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計 現行制度においては、国家試験の受験料として1種類8,000円の手数料(試験の種類は8種類、受験資格の要件はなく、併願可。)の納付を求めている。当該規制改正により、遵守費用の約300万円の削減が見込まれる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施年</th> <th>2014</th> <th>2015</th> <th>2016</th> <th>2017</th> <th>2018</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受験者数</td> <td>345</td> <td>461</td> <td>453</td> <td>454</td> <td>368</td> </tr> <tr> <td>手数料合計(円)</td> <td>2,760,000</td> <td>3,688,000</td> <td>3,624,000</td> <td>3,632,000</td> <td>2,944,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>※手数料は1種類8000円</p>	実施年	2014	2015	2016	2017	2018	受験者数	345	461	453	454	368	手数料合計(円)	2,760,000	3,688,000	3,624,000	3,632,000	2,944,000
実施年	2014	2015	2016	2017	2018														
受験者数	345	461	453	454	368														
手数料合計(円)	2,760,000	3,688,000	3,624,000	3,632,000	2,944,000														
副次的な影響及び波及的な影響の把握	<p>⑧当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要 当該改正により、新たに航空機・航空機用機器の製造・修理を行う事業者(新規参入者)において、航空工場検査員及び航空検査技術者を確保することが困難となることが想定される。 ただし、航空工場検査員においては、行政庁において航空工場検査官を設置しており、あくまで航空工場検査員は航空工場検査官の事務を代替することができるものであるから、航空工場検査官が対応することが可能である。また、航空検査技術者においては、航空機製造事業法施行規則で研修を受講していること及び一定期間の実務経験を有する者と同等以上と認める規定を新たに設けることとしており、その影響は限定的と考えられる。 また、今回の改正により、資格要件を国家試験合格者から各事業者による資格制度に代替することによって航空機等の品質確保等にも影響を及ぼす可能性もあるが、設計等の専門的な知識については代替する実務経験や研修を通じて設計等の専門知識も学べることで、研修の内容や実務経験等については国による確認も実施されるため、負の影響はないと考えられる。</p>																		
費用と効果(便益)の関係	<p>⑨明らかとなった費用と効果(便益)の関係を分析し、効果(便益)が費用を正当化できるか検証 定量的な推計は困難であるものの、現在の航空工場検査員及び航空検査技術者に求められる能力を踏まえた改正を行い、航空機・航空機用機器の製造・修理の方法認可に係る事務を、新たな資格要件を有する者が行うことにより、法目的である生産技術の向上を図ることが出来ること、さらに、当該規制緩和に伴う行政費用の発生も想定されていないことから、便益が費用を上回ることからも、当該改正を行うことは妥当である。</p>																		
代替案との比較	<p>⑩代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果(便益)の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明 代替案として、資格要件を指定団体が実施する講習を受講した者とするのが考えられるが、改正案と代替案を比較すると、代替案においては、講習実施機関の指定やカリキュラムの作成等、行政費用が発生し、当該改正案においては、行政費用が見込まれず、資格の要件をより航空機産業の製造・修正実態に合わせた改正とすることにより、得られる効果も高い改正案を採用することが妥当と判断した。</p>																		
その他の関連事項	<p>⑪評価の活用状況等の明記 産業構造審議会製造産業分科会第2回航空工場検査員国家資格制度等小委員会(令和元年6月3日)において、資格要件を国家試験から、研修の受講及び実務経験とする内容について検討が行われ、報告としてとりまとめられた。 (経済産業省HP) https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/seizo_sangyo/koku_kojo/pdf/20190605_report.pdf</p>																		
事後評価の実施時期等	<p>⑫事後評価の実施時期の明記 本規制緩和については、法律において見直し条項を置いていないため、規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定)において『「見直し条項」がないものについては、「見直し周期」を設定し、「見直し周期」は最長5年とする。』と定められていることに則り、5年後を目途に、事後評価を実施する。 ⑬事後評価の際、費用、効果(便益)及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。 航空機製造事業法に基づく検査等を通じて、許可事業者における研修の実施状況や実務経験の内容等を把握することにより、費用対効果及び間接的影響を確認することとする。</p>																		
備考																			